

平成 24 年版 氷見敏明の楽学宅建 1000 本ノック
【法改正のお知らせ】

(3455)

平成 24 年 6 月 22 日
（株）住宅新報社
書籍編集部
TEL 03-6403-7806

【法改正】 平成 24 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施公告が発表されました。今年度の試験は、平成 24 年 10 月 21 日（日）に実施予定で、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令に基づいて出題されます。法令改正による修正の必要が生じたので、以下の箇所の記述をご訂正ください。

ページ・位置	改正前	改正後
P455 問 12 解説下 1, 2 行目	事項を、当該土地が所在する市町村長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。	事項を、当該土地が 町村の区域内に所在する場合にあっては当該町村の長を経由して、都道府県知事に、当該土地が市の区域内に所在する場合にあっては当該市の長に届け出なければならない。